

特定非営利活動法人日本レーザー医学会レーザー専門医資格審査規定

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本レーザー医学会(以下本学会)の特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度委員会(以下本委員会)にレーザー専門医の資格審査をすることを目的として本学会に特定非営利活動法人日本レーザー医学会レーザー専門医資格審査規定(以下本レーザー専門医規定)を設ける。

(レーザー専門医資格審査小委員会および部会)

第2条 本委員会にレーザー専門医資格審査小委員会(以下本小委員会)を設ける。

第2章 レーザー専門医資格審査小委員会

(レーザー専門医資格審査小委員会の構成および業務)

第3条 本小委員会は、委員長と6～18名の委員で構成される。

2. 委員はすべての部会長を含めて構成される。
3. 本小委員会はレーザー専門医資格審査部会を統括運営する
4. 本小委員会は症例抄録の呈示方法を具体的に決定する。
5. 本小委員会はレーザー専門医資格申請の症例抄録の可否を決定する。
6. 本小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(本小委員会の成立)

第4条 本小委員会は、委員の2分の1以上の出席がなくては成立しない。

(本小委員会委員長および委員の委嘱)

第5条 本小委員会の委員長および委員は理事会が選任し、理事長が委嘱する。

(本小委員会委員長の職務)

第6条 本小委員会委員長は、本小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本小委員会を年1回以上召集する。

2. 委員の3分の1以上が、会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。

(本小委員会の成立)

第7条 本小委員会は、委員の2分の1以上の出席がなくては成立しない。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第8条 本小委員会の議事は、出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は、本小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

第9条 本小委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 本小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第10条 本小委員会の委員長および委員に欠員が生じた場合は、理事長はそれを補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 レーザー専門医資格審査部会

(部会の構成および業務)

第11条 部会は、部会長と4～10名の部員で構成される。

2. 本委員会の中に基本領域学会名の部会をおく。
3. 部会は症例抄録を具体的に検討する。
4. 部会はレーザー専門医資格申請の症例抄録の可否を検討する。
5. 部会の検討事項を本小委員会に報告する。

※ 平成25年5月31日までの経過措置期間は合同部会で審査するものとする。

(部会の成立)

第12条 部会は、部員の2分の1以上の出席がなくては成立しない。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(部会長および部員の委嘱)

第13条 部会長および部員は本委員会が選任し、理事長が委嘱する。

(部会長の職務)

第14条 部会長は、部会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、部会を年1回以上召集する。

2. 部員の3分の1以上が、会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時部会を召集する。

(議決の方法)

第15条 部会の議事は、出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は、部会長が議決するものとする。

(任期)

第16条 部会長および部員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 部会長および部員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第17条 部員に欠員が生じた場合は、理事長はそれを補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の新設)

第18条 基本領域学会のレーザー専門医が部長を含め4名以上の臨時部会を新設し、10症例の症例細目を定め、本学会理事長に部会新設の申請を行う。

2. 理事会の議を経て部会を新設できる。

第4章 レーザー専門医資格の申請、更新、交付および喪失

(レーザー専門医資格の種類)

第19条 レーザー専門医資格は、レーザー専門医のみとする。

(レーザー専門医資格の申請)

第20条 レーザー専門医資格を申請する者は、レーザー専門医資格申請書類をレーザー専門医資格審査小委員会に提出する。

(レーザー専門医資格の更新)

第21条 レーザー専門医資格を更新する者は、レーザー専門医資格更新申請書類をレーザー専門医資格審査小委員会に提出する。

(レーザー専門医資格認定証の交付)

第22条 レーザー専門医資格認定証は、本学会が理事長名で交付する。

(レーザー専門医資格認定証の有効期限)

第23条 レーザー専門医資格認定証の有効期限は5年間とする。

(レーザー専門医資格の喪失)

第24条 レーザー専門医資格は次の事由によりその資格を喪失する。

- 一. 本学会の会員としての資格を喪失したとき。
- 二. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
- 三. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
- 四. レーザー専門医資格の更新をしなかったとき。

(レーザー専門医資格の取消)

第25条 レーザー専門医資格が不相当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て理事長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(レーザー専門医資格認定証の返却)

第26条 レーザー専門医資格を辞退もしくは取り消された者は、本学会にレーザー専門医資格認定証を直ちに返却する。

第5章 その他

(安全教育講習会受講料・安全教育試験受験料・申請審査料・更新審査料および登録料)

第28条 本資格審査規定のレーザー専門医資格に対する安全教育講習会受講、安全教育試験受験、申請審査、更新審査および登録を希望する者は、個々の料金を本学会に納付する。既納の料金は、いかなる理由があっても返却しない。

(規則の変更)

第29条 本資格審査規定の変更は、本委員会および理事会の承認を受けなくてはならない。

(レーザー専門医資格審査規定の施行)

第30条 本資格審査規定は平成17年6月1日から施行。

(レーザー専門医資格審査規定の施行細則)

第31条 本資格審査規定の施行細則は別途に定める。

付則-1 平成17年6月1日より特定非営利活動法人日本レーザー医学会レーザー専門医資格審査施行細則を定める。

付則-2 平成17年9月9日の総会より変更。

付則-3 平成19年9月13日の定例理事会より変更。

付則-4 平成21年12月1日の定例理事会より変更。